

田尻町議会政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、田尻町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、町民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、町政に携わる権能と責務、町民の信頼に値する高い倫理性を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら進んで疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1） 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと。
- （2） その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- （3） 町（町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している法人を含む。）が行う許可、認可、補助金その他の交付の決定、契約の締結及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に関し、特定の者に対して有利となる働きかけをしないこと。
- （4） 町の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
- （5） 町の職員の採用、昇格又は異動に関して、推薦又は紹介をしないこと。
- （6） 町から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている団体等の長に就任しないこと。
- （7） その他、役職の名称の有無に関わらず、補助金等の申請、予算の執行、補助金等の配分その他これらに関する重要な意思決定に実質的に関与しないこと。
- （8） 政治活動に関して、政治的若しくは道義的批判を受けるおそれのある資金管理団体及び後援団体に同様の寄附を受けないこと。
- （9） ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと。
- （10） 前各号に掲げるもののほか、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

（請負契約に関する遵守事項）

第4条 議員は、法第92条の2の規定を遵守し、町に対し請負をすることができない。
ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2で定める額を超えない範囲内であるときは、

この限りでない。

- 2 議員は、法第 92 条の 2 に規定する主として同一の行為をする法人（町に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があると認められる法人をいう。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員」という。）に就くことができない。

（請負等の指定の状況の公表等）

第 5 条 議員は、自己、自己が役員である法人、2 親等内の親族（以下「親族」という。）又は親族が役員である法人が町に対し請負をする場合、又はその法人その他の団体が町から指定管理者の指定を受ける場合は、その状況を議長に報告しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による報告の概要を公表しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による請負又は指定管理者の指定の状況の報告及び公表に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

（審査の請求）

第 6 条 次の各号に定める者は、議員が第 3 条政治倫理基準又は第 4 条の規定に違反している疑いがあると認められるときは、議長に対し、審査請求の事由を記載した文書に当該違反を疑うに足る事実を証する資料を添えて、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- （1）町に法第 18 条に規定する選挙権を有する者にあつては、50 人以上の連署及び議員 2 人以上の紹介をもってするもの
- （2）議員にあつては、4 人以上の議員の連署をもってするもの

（審査の適否）

第 7 条 議長は、議員に関して、前条に規定する審査請求があつたときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

- 2 前項の場合において、当該議員が議会運営委員会所属議員であるときは、その協議に加わることができない。
- 3 議会運営委員会は、協議の経過と結果を文書で議長に報告するものとする。

（審査会の設置）

第 8 条 議長は、議会運営委員会より審査請求が適当との報告を受けたときは、田尻町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を求めるものとする。

- 2 審査会は、議員をもって構成する。
- 3 審査会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 審査対象議員及び審査請求者は委員となることができない。
- 5 委員長は、会務を総理する。

- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は、審査に係る調査審議が終了し、調査結果を報告する日までとする。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、前条の規定により審査を求められたときは、政治倫理基準等に違反する行為の存否に関して審査するものとする。

- 2 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審査の結果及び意見を記載した審査会結果報告書を議長に提出しなければならない。
- 3 審査会は、審査を行うに当たっては、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、審査を行うため、審査対象議員その他の者に対し必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 5 審査会は、審査対象議員による町の職員への行為のうち第3条に規定する政治倫理基準に違反する者に関し、その対応等を記録した文書等の提出を、当該文書等を保有する町長その他の執行機関に求めることができる。
- 6 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。

(審査結果の公表)

第10条 審査会は、調査を終えたときは議長に速やかに調査結果報告書（以下「報告書」という。）を提出するものとする。

- 2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、その調査結果を第6条の規定により審査請求をした者に通知するとともに、その概要を議会広報等で公表しなければならない。

(調査結果の措置)

第11条 議長は、報告書を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議員の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 議員の辞職勧告を行うこと
- (2) 条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
- (3) その他議長が必要と求める措置

(議員の協力義務)

第12条 議員は、審査会から審査に必要な文書等の提出又は審査会への出席をもとめ

られたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。